

Contents

Bureau

年頭挨拶

伝統的な新年のご挨拶にあたり、今世紀における AIPPI のあり方を決めるための変革を検討・実行してゆく、これからの 18 カ月間の重要性を力説させていただきたいと思えます。会員の皆様には、AIPPI の将来的な姿を決める上での変革に関する議論に参加いただくとともに、本部が現在進めている作業へのご意見も頂戴したいと思います。私の President としての任期中の目標の一つは、AIPPI が世界でより大きな役割を果たせるようにするため、各国・地域の部会を可能な限り強化することです。

(John Bochnovic, President of AIPPI)

AIPPI 戦略レポート

戦略レポートと Bureau の見解について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

戦略プロジェクトの議論に気軽に参加していただけるよう、AIPPI フォーラムを立ち上げました：<https://www.aippi.org/?sel=members&sub=forum>。戦略レポートと、それに対する Bureau の見解について、ご意見をお寄せください。AIPPI 会員の Login ユーザー名とパスワードで入場できます。ヘルシンキとトロントにおいて、Bureau が変革を提案する際には、各部会の皆様から十分な支持をいただきたいと思います。この機会に、本会の行動指針の決定にぜひご参画ください。

(AIPPI General Secretariat)

2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会

[ヘルシンキにおける 2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)

韓国ソウル総会が終了し、次の AIPPI 会合は、2013 年 9 月 5 日～11 日にフィンラン

ドのヘルシンキで開催される AIPPI フォーラム&執行委員会です。世界各国から、知的財産のさまざまな分野で実務に携わる人々が 600 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすためのスポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

(AIPPI General Secretariat)

[AIPPI フォーラム&執行委員会—2013 年 9 月 5 日～11 日、ヘルシンキ](#)

AIPPI フィンランド部会は、2013 年 9 月 5 日～11 日にヘルシンキで開催される AIPPI フォーラム&執行委員会への皆様のご参加を心待ちにしています。ヘルシンキは、長年にわたる取組みが公式に認められ、2012 年の世界デザイン首都に選定されたことで、デザインにおいて世界的に有名になりました。ちなみに、会場となる「フィンランディア・ホール」は、デザインと建築の傑作です。ぜひヘルシンキへお越してください。

(Johanna Lilja, Roschier, Attorneys Ltd, Helsinki, Finland)

ヘルシンキにおける議題の作業ガイドライン

2013 年ヘルシンキの議題は以下の通りです。

[議題 233 : 特許のグレースピリオド](#)

[議題 234 : 著名標章、周知標章及び名声を得ている標章の認知度を判断するための関連する公衆](#)

[議題 235 : 著作権の保護期間](#)

[議題 236 : 知的財産の法的手続における差止命令や損害賠償以外の救済](#)

議題のリンクをクリックすると、それぞれの作業ガイドラインが開きます。会員の皆様には、所属する部会における議題の検討に積極的に参加して、部会の活動を支援していただきたいと思います。参加を希望される方は、部会の会長または事務局長へお申し出ください。各部会が議題の検討において優れた成果を上げられるよう願っています。部会レポートは、2013 年 5 月 12 日までに提出してください。

(AIPPI General Secretariat)

AIPPI Committee

特許審査手続に関する AIPPI の新たなイニシアチブ

AIPPI ソウル総会のワークショップにおける「特許制度の将来的な展望」に関するセッションの後、Bureau は、各国知財庁が長期的ではなく短期的に成果を得られるようなレベルでの、特許審査におけるハーモナイゼーションとベストプラクティスに関する取組みの調査、報告、提言を行うためのタスクフォースを設置する決定をしました。「特許審査手続 (Patent Prosecution) タスクフォース」という名称になる予定です。例えば、特許法条約で規定されているレベルの事項よりも下位概念のプロセスを簡素化することで、費用面で相当な影響があると考えられます。この新たなイニシアチブは、各国知財庁が今までその存在を認識していなかったような、ハーモナイゼーション可能な分野を理解していただくことを目指しています。

(Michael J. Brunner, Chair of Patent Prosecution Task Force and John Osha, Responsible Reporter Patent Prosecution Task Force)

今後の行事

イスラエル部会による 2013 年の国際会議

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、今年の後半にテルアビブで開催します。詳細は近々お知らせします。

(Israeli Group of AIPPI)

第 8 回 AIPPI バルト海沿岸諸国 知的財産国際会議

バルト海沿岸諸国において隔年で開催している、第 8 回目の知的財産国際会議を、2013 年 4 月 11 日～13 日に、リトアニアのヴィリニユスで開催します。

(Lithuanian Group of AIPPI)

記事・解説

フランス：レコード製作者の権利行使を容易にする最高裁判決

利用している著作物に関する著作権の所有を、企業体が容易に立証できるようにするため、フランスの判例法では、所有者が自身の名義で、公然と、平和的にかつ明確な形で

その著作物を使用していて、真の著作者またはその承継人から反対する主張がない限り、その所有者を被疑侵害者に対して、著作権の正当な所有者とみなすことができるという前提が漸進的に構築されてきました。2012年11月14日、フランス最高裁が、この前提の適用を、レコード製作者へ拡大する判断をしたことで、レコード製作者は、被疑侵害者に対して隣接権を行使しやすくなりました。

(Toupane Loumeau, Gide Loyrette Nouel AARPI, Paris, France)

フィリピン：[マドリッド議定書が完全施行](#)

2012年12月21日時点において、マドリッド議定書に基づき、フィリピンを本国官庁として提出された国際登録出願が22件、フィリピンを指定国として提出された国際登録出願が209件あります。

フィリピンは、2012年4月25日にマドリッド議定書の批准書を、複数の宣言とともにWIPOへ寄託しました。そして7月25日に議定書が発効し、その同日、フィリピン知的財産庁は、議定書に関する実施規則を公布しました。

(José Cochingyan, III, Cochingyan & Peralta, Makati, Philippines)

スペイン：[最高裁が工業意匠に関する著作権保護を得るための基準を提起](#)

スペイン最高裁は、2012年9月19日の判決において、工業意匠に関する著作権保護を受けるために必要な基準を述べました。この判決では、著作権保護と工業意匠保護の相互作用、特に、特定の物品に対して両方の保護を受ける可能性についても言及しています。スペインの法律では、この二重の保護が認められており、著作権保護と工業意匠保護は両立しないわけではありませんが、特定の物品に対して両方が自動的に適用されることはありません。工業意匠に関する意匠保護のためには、かなり高いレベルの独創性が要求されるという今回の判決は、二重保護の制限を支持する意見を裏打ちするものです。

(David Pellisé, Pellisé Abogados, Barcelona, Spain)

スイス：[不使用のドメイン名が、スイス法の下で知的財産権を侵害する可能性](#)

末尾が.ch（スイス）であるドメイン名は、特定の規則によって管理されています。この規則では、不使用のドメイン名に対する取消または譲渡の請求が、WIPO 仲裁調停センターへ提出された場合、そのドメイン名の登録または使用が、スイスの法律の下で請求者が所有する識別力のある標識に関する権利を明白に侵害するときは、その請求が認められると規定しています。

この記事では、不使用のドメイン名（すなわち、ドメイン名の消極的な保有）について、

スイスの商標法と不正競争防止法の観点から、簡潔に分析したいと思います。

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

オランダ：[EU 司法裁判所：共同体商標の真正な使用—地理的範囲について](#)

2012年12月19日、欧州連合司法裁判所(CJEU)は、オランダ企業である Leno Merken B.V.と Hagelkruis Beheer B.V.による ONEL/OMEL 事件 (C 2149/1) において、長く待ち望まれた判決を言い渡しました。この事件の最大の争点は、不使用を理由に共同体商標登録に対して異議を申し立てられた場合に、その商標を EU の 1 加盟国のみで使用していることが、登録に基づく権利を維持するのに十分かどうかという点です。

(Fleur Folmer, NautaDutilh N.V., Amsterdam, The Netherlands)

英国：[AIPPI 英国部会が、産業上利用される意匠の著作権保護期間を延長する法案について議論](#)

英国では、産業上利用される美術意匠の著作権保護は、25年に制限されていますが、今回の法案は、この保護期間を著作者の没後70年に延長するものです。英国の法律は現在、欧州司法裁判所の Flos vs. Semeraro 事件 (C-168/08) で明らかになったように、著作権保護期間の調和に関する EU 指令（著作権保護の期間を、著作者の没後70年で統一）と矛盾しているという主張があります。多数の参加を得てロンドンで開催された会合では、この法案に対する賛成と反対の主張が詳しく議論されました。

(Annabelle Maddison, Bristows, London, United Kingdom)

米国：[当事者系レビューの「デッドゾーン」を解消](#)

米国発明法の技術的修正により、米国で現在交付されている特許に対して、当事者系レビューを申請できない9カ月の期間がなくなります。

(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion PLLC, Washington, United States of America)

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandero

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。